

令和元年第1回七戸町議会臨時会 会 議 録

平成31年4月25日七戸町告示第39号で、令和元年第1回七戸町議会臨時会を5月7日
日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

令和元年 5月 7日 午前10時18分 開会

令和元年 5月 7日 午後 0時40分 閉会

○応招議員（16名）

議 長	16番	瀬 川 左 一 君	副議長	15番	盛 田 惠津子 君
	1番	中 野 正 章 君		2番	山 本 泰 二 君
	3番	向中野 幸 八 君		4番	二ツ森 英 樹 君
	5番	小 坂 義 貞 君		6番	澤 田 公 勇 君
	7番	疋 清 悦 君		8番	岡 村 茂 雄 君
	9番	附 田 俊 仁 君		10番	佐々木 寿 夫 君
	11番	田 嶋 輝 雄 君		12番	三 上 正 二 君
	13番	田 島 政 義 君		14番	白 石 洋 君

○不応招議員（0名）

○町長提出案件

報告第 3号 専決処分事項の報告について
(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)

報告第 4号 専決処分事項の報告について
(平成30年度七戸町一般会計補正予算(第8号))

報告第 5号 専決処分事項の報告について
(平成30年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))

報告第 6号 専決処分事項の報告について
(平成30年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号))

報告第 7号 専決処分事項の報告について

- (平成30年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第5号))
- 報告第8号 専決処分事項の報告について
(平成30年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第4号))
- 報告第9号 専決処分事項の報告について
(平成30年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))
- 報告第10号 専決処分事項の報告について
(平成30年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号))
- 報告第11号 専決処分事項の報告について
(平成30年度七戸町水道事業会計補正予算(第5号))
- 報告第12号 専決処分事項の報告について
(七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について)
- 報告第13号 専決処分事項の報告について
(七戸町税条例等の一部を改正する条例について)
- 報告第14号 専決処分事項の報告について
(七戸町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)
- 報告第15号 専決処分事項の報告について
(七戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)
- 報告第16号 専決処分事項の報告について
(七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)
- 報告第17号 専決処分事項の報告について
(七戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)
- 議案第36号 七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議員提出案件

- 発議第2号 道路整備促進特別委員会の設置に関する決議について
- 発議第3号 議会改革特別委員会の設置に関する決議について
- 発議第4号 議会広報編集特別委員会の設置に関する決議について
- 常任委員会の所管に属する事項調査の件(調査付託)
- 議会運営委員会の所管に属する事項調査の件(調査付託)

○追加案件

- 議案第38号 七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○その他

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

令和元年第1回七戸町議会臨時会 会議録（第1号）

令和元年5月7日（火） 午前10時18分 開会

○議事日程

- 日 程第 1 仮議席の指定について
- 日 程第 2 選挙第 1号 議長の選挙について
- 追加日程第 1 議席の指定について
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 追加日程第 3 会期の決定について
- 追加日程第 4 選挙第 2号 副議長の選挙について
- 追加日程第 5 議席の一部変更について
- 追加日程第 6 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第 7 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第 8 選挙第 3号 中部上北広域事業組合議会議員の互選について
- 追加日程第 9 選挙第 4号 上北地方教育・福祉事務組合議会議員の互選について
- 追加日程第 10 選挙第 5号 十和田地区食肉処理事務組合議会議員の互選について
- 追加日程第 11 諸般の報告について
- 追加日程第 12 提出議案一括上程
「報告第3号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）」から「議案第37号七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」までの2議案、15報告を一括上程
（町長提出議案総括説明）
- 追加日程第 13 報告第 3号 専決処分事項の報告について
（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 追加日程第 14 報告第 4号 専決処分事項の報告について
（平成30年度七戸町一般会計補正予算（第8号））
- 追加日程第 15 報告第 5号 専決処分事項の報告について
（平成30年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））
- 追加日程第 16 報告第 6号 専決処分事項の報告について
（平成30年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算

- (第5号))
- 追加日程第17 報告第7号 専決処分事項の報告について
(平成30年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第5号))
- 追加日程第18 報告第8号 専決処分事項の報告について
(平成30年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第4号))
- 追加日程第19 報告第9号 専決処分事項の報告について
(平成30年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))
- 追加日程第20 報告第10号 専決処分事項の報告について
(平成30年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号))
- 追加日程第21 報告第11号 専決処分事項の報告について
(平成30年度七戸町水道事業会計補正予算(第5号))
- 追加日程第22 報告第12号 専決処分事項の報告について
(七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について)
- 追加日程第23 報告第13号 専決処分事項の報告について
(七戸町税条例等の一部を改正する条例について)
- 追加日程第24 報告第14号 専決処分事項の報告について
(七戸町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)
- 追加日程第25 報告第15号 専決処分事項の報告について
(七戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)
- 追加日程第26 報告第16号 専決処分事項の報告について
(七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)
- 追加日程第27 報告第17号 専決処分事項の報告について
(七戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)
- 追加日程第28 議案第36号 七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について

- 追加日程第29 議案第37号 七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第30 発議第2号 道路整備促進特別委員会の設置に関する決議について
- 追加日程第31 発議第3号 議会改革特別委員会の設置に関する決議について
- 追加日程第32 発議第4号 議会広報編集特別委員会の設置に関する決議について
- 追加日程第33 常任委員会の所管に属する事項調査の件（調査付託）
- 追加日程第34 議会運営委員会の所管に属する事項調査の件（調査付託）
- 追加日程第1 議案第38号 七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田惠津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	呷清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	附田俊仁君		10番	佐々木寿夫君
	11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
	13番	田島政義君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	中野昭弘君	支所長	加藤司君
			（兼庶務課長）
企画調整課長	田嶋邦貴君	財政課長	金見勝弘君
（兼地域おこし総合戦略課長）		会計管理者	原田秋夫君
			（兼会計課長）

税務課長	附田敬吾君	町民課長	原子保幸君
社会生活課長	小山彦逸君	健康福祉課長	氣田雅之君
(兼城南児童館長)			
商工観光課長	附田良亮君	農林課長	鳥谷部勉君
建設課長	仁和圭昭君	上下水道課長	井上健君
教育長	附田道大君	学務課長	鳥谷部慎一郎君
生涯学習課長	田中健一君	世界遺産対策室長	甲田美喜雄君
中央公民館長	高田博範君	南公民館長	高田美由紀君
		(兼中央図書館長)	
農業委員会会長	天間俊一君	農業委員会事務局長	三上義也君
代表監査委員	野田幸子君	監査委員事務局長	天間孝栄君
選挙管理委員会委員長	新館文夫君	選挙管理委員会事務局長	原子保幸君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 天間孝栄君 事務局次長 中村孝司君

○会議録署名議員

1番 中野正章君 2番 山本泰二君

○会議を傍聴した者(13名)

○会議の経過

○臨時議長紹介

○臨時委員長（白石 洋君） 皆さん、おはようございます。

本日は、選挙後、初めての議会であり、しかも平成から令和へと年号もかわり、きょうは大事な七戸町議会の議長選出ということから始められるわけであります。

ふなれでありますけれども、新議長が誕生するまでの間、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

先ほど、町長以下職員の紹介がございましたので、これより議員の方々の自己紹介をお願いしたいと思います。

1番席の議員から、自己紹介をお願いしたいと思います。

○1番（中野正章君） 初めまして、おはようございます。

新人の中野正章です。よろしくお願いいたします。

○2番（山本泰二君） おはようございます。

あまり新しくはないのですが、新人の山本泰二でございます。よろしくお願いいたします。

○3番（向中野幸八君） おはようございます。

新人、1年生の向中野幸八です。ひとつ、よろしくお願いいたします。

○4番（二ツ森英樹君） おはようございます。

2期目、4年間どうぞよろしくお願いいたします、二ツ森です。

○5番（小坂義貞君） 5番の小坂義貞です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○6番（澤田公勇君） 6番の澤田公勇です。よろしくお願いいたします。

○7番（唸 清悦君） 7番の唸清悦です。よろしくお願いいたします。

○8番（岡村茂雄君） 岡村茂雄と言います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○9番（附田俊仁君） おはようございます。

附田俊仁です。どうぞ、よろしくお願いいたします。4期目になりました。

○10番（佐々木寿夫君） 10番の佐々木寿夫です。よろしくお願いいたします。

○11番（瀬川左一君） 11番の瀬川左一です。よろしくお願いいたします。

○12番（盛田恵津子君） おはようございます。

盛田恵津子です。よろしくお願いいたします。

○13番（田嶋輝雄君） おはようございます。

13番の田嶋輝雄です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○14番（三上正二君） 三上正二です。よろしくお願いいたします。

○15番（田島政義君） おはようございます。

田島政義です。よろしくお願いします。

○臨時委員長（白石 洋君） 16番の白石洋です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

以上で、自己紹介を終わります。

○開会宣告

○臨時委員長（白石 洋君） それでは、ただいまから令和元年第1回七戸町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

○開議宣告

○臨時議長（白石 洋君） これより、本日の会議を開きます。

臨時議長において、作成いたしました議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

○日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（白石 洋君） 日程第1 仮議席の指定についてを行います。

仮議席は、ただいま御着席のとおり指定いたします。

○町長挨拶

○臨時議長（白石 洋君） 町長より、招集の御挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（小又 勉君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日ここに、新しく選任されました議員各位をお迎えし、第1回七戸町議会臨時会を開催するにあたり、謹んで御挨拶を申し上げます。

各位におかれましては、去る4月21日に執行された七戸町議会議員選挙におきまして、厳しい選挙戦を制し、めでたく御当選されました。

各位の優れた人格識見と日頃の卓越した諸活動が、町民の絶大な支援を得た結果によるものであり、ここに深く敬意を表し、心からお祝い申し上げます。

本臨時会は、議会運営の新しい組織を決定する極めて重要な議会であることから、円満に取り計られますことと、議員各位のますますの御活躍を祈念申し上げまして御挨拶といたします。

○臨時議長（白石 洋君） ありがとうございます。

それでは、各種選挙が終了するまで、職員の方々は退席を願います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○臨時議長（白石 洋君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第2 選挙第1号

○臨時議長（白石 洋君） 日程第2 選挙第1号議長の選挙についてを行います。

初めに、選挙の方法をお諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推薦の、いずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（白石 洋君） 投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（白石 洋君） ただいまの出席議員は、16名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席、1番中野正章君、2番山本泰二君を指名いたします。

投票用紙をお配りします。

（投票用紙配布）

○臨時議長（白石 洋君） 念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順次投票をお願いいたします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（白石 洋君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○臨時議長（白石 洋君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

仮議席1番議員から順番に投票をお願いいたします。

（議員投票）

○臨時議長（白石 洋君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(白石 洋君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

中野正章君、及び山本泰二君、開票の立会人をお願いします。

(開 票)

○臨時議長(白石 洋君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。

そのうち、

有効投票 16票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち、

瀬川左一君 15票

佐々木寿夫君 1票

以上の通りです。

この選挙の法定得票数は、4票です。

したがって、瀬川左一君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開場)

○臨時議長(白石 洋君) ただいま議長に当選されました、瀬川左一君が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

瀬川左一君の挨拶を求めます。

瀬川左一君。

○議長(瀬川左一君) 11番の瀬川左一です。ただいま、皆様に、議長に選ばれた瀬川左一です。何とぞふなれですが、よろしく願いいたします。

○臨時議長(白石 洋君) これで臨時議長の職務は終了いたしました。

御協力まことにありがとうございました。

ここで議長を交代します。

瀬川左一議長、議長席にお着きください。

○議長(瀬川左一君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時38分

○議長(瀬川左一君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

議長において作成しました追加議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

○追加日程第1 議席の指定について

○議長（瀬川左一君） 日程第1 議席の指定についてを行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

確認のため、議席番号と氏名を事務局より報告させますので、変更のある方は名札を持ちまして、移動をお願いします。

事務局長。

○事務局長（天間孝栄君） 御報告します。

1番中野正章議員、2番山本泰二議員、3番向中野幸八議員、4番二ツ森英樹議員、5番小坂義貞議員、6番澤田公勇議員、7番听清悦議員、8番岡村茂雄議員、9番附田俊仁議員、10番佐々木寿夫議員、11番盛田恵津子議員、12番田嶋輝雄議員、13番三上正二議員、14番田島政義議員、15番白石洋議員、16番瀬川左一議長でございます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 在職年数の少ない者から順番に指定し、ただいま着席の議席とします。

○追加日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（瀬川左一君） 日程第2 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番中野正章君と2番山本泰二君を指名します。

○追加日程第3 会期の決定について

○議長（瀬川左一君） 日程第3 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

○追加日程第4 選挙第2号

○議長（瀬川左一君） 日程第4 選挙第2号副議長の選挙についてを行います。

初めに、選挙の方法をお諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推薦の、いずれの方法といたしましょうか。

(「指名推薦」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 指名推薦の声がありますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議長が指名することに決定しました。

副議長に、盛田恵津子君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、盛田恵津子君を副議長の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました、盛田恵津子君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、盛田恵津子君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

盛田恵津子君の挨拶を求めます。

盛田恵津子君。

○副議長(盛田恵津子君) ただいま、副議長に選ばれました盛田恵津子です。どうぞ、よろしくお願ひします。

○議長(瀬川左一君) 以上で、副議長の選挙についてを終了します。

○追加日程第5 議席の一部変更について

○議長(瀬川左一君) 日程第5 議席の一部変更についてを行います。

議会運営に関する申し合わせによりまして、議長の議席は16番、副議長の議席は15番となっておりますので、議席の変更を行います。

確認のため、議席番号と氏名を事務局より報告させますので、変更のある方は名札を持

ちまして、移動をお願いします。

事務局長。

○事務局長（天間孝栄君） 御報告します。

1 番中野正章議員、2 番山本泰二議員、3 番向中野幸八議員、4 番二ツ森英樹議員、5 番小坂義貞議員、6 番澤田公勇議員、7 番唘清悦議員、8 番岡村茂雄議員、9 番附田俊仁議員、10 番佐々木寿夫議員、11 番田嶋輝雄議員、12 番三上正二議員、13 番田嶋政義議員、14 番白石洋議員、15 番盛田恵津子副議長、16 番瀬川左一議長でございます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 以上で、議席の変更を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時17分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○追加日程第6から追加日程第10

○議長（瀬川左一君） 日程第6 選任第1号常任委員会委員の選任についてから日程第10 選挙第5号十和田地区食肉処理事務組合議会議員の互選についてまでの5件を一括上程いたします。

お諮りします。

委員の選任及び組合議員の互選につきましては、議長において指名推薦にしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長において指名推薦することに決定しました。

指名推薦者名を事務局長より報告させます。

事務局長。

○事務局長（天間孝栄君） 御報告します。

選任第1号常任委員会委員の選任についてでございます。

総務企画常任委員会の委員に三上正二議員、白石洋議員、瀬川左一議員、盛田恵津子議員、田嶋輝雄議員、唘清悦議員、以上6名です。

次に、建設産業常任委員会の委員に附田俊仁議員、澤田公勇議員、田嶋政義議員、小坂義貞議員、中野正章議員、以上5名です。

次に、文教厚生常任委員会の委員に岡村茂雄議員、二ツ森英樹議員、佐々木寿夫議員、向中野幸八議員、山本泰二議員、以上5名です。

次に、選任第2号議会運営委員会委員の選任についてでございます。

議会運営委員会の委員に白石洋議員、田嶋輝雄議員、田島政義議員、三上正二議員、附田俊仁議員、岡村茂雄議員、以上6名です。

次に、選挙第3号中部上北広域事業組合議会議員の互選についてでございます。

中部上北広域事業組合議会議員に田島政義議員、附田俊仁議員、疋清悦議員、澤田公勇議員、以上4名です。

次に、選挙第4号上北地方教育・福祉事務組合議会議員の互選についてでございます。

上北地方教育・福祉事務組合議会議員に山本泰二議員、1名です。

次に、選挙第5号十和田地区食肉処理事務組合議会議員の互選についてでございます。

十和田地区食肉処理事務組合議会議員に小坂義貞議員、中野正章議員、以上2名です。
以上でございます。

○議長(瀬川左一君) ただいまの事務局長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、選任第1号から選挙第5号までは、事務局長の報告のとおり決定しました。

なお、中部上北広域事業組合議会議員、上北地方教育・福祉事務組合議会議員、十和田地区食肉処理事務組合議会議員に当選されました方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により本席から告知します。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長を事務局長から報告させます。
事務局長。

○事務局長(天間孝栄君) 御報告します。

総務企画常任委員会委員長に三上正二議員、副委員長に白石洋議員、以上です。

建設産業常任委員会委員長に附田俊仁議員、副委員長に澤田公勇議員、以上です。

文教厚生常任委員会委員長に岡村茂雄議員、副委員長に二ツ森英樹議員、以上です。

続きまして、議会運営委員会委員長に白石洋議員、副委員長に田嶋輝雄議員、以上でございます。

○議長(瀬川左一君) ただいまの事務局長の報告のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選報告とさせていただきます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時26分

○議長(瀬川左一君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

○追加日程第 1 1 諸般の報告について

○議長（瀬川左一君） 日程第 1 1 諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告につきましては、お手元に配布しておりますので御了承願います。

○追加日程第 1 2 提出議案一括上程

○議長（瀬川左一君） 日程第 1 2 提出議案の一括上程について、報告第 3 号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）から、議案第 3 7 号七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの 2 議案、1 5 報告を一括上程いたします。

初めに、町長より提出議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） さきほどの議会組織会、まことに御苦労様でございました。

組織会では、議長、副議長を初め、各委員会の正副委員長、派遣議員など円満に決定され、新体制が発足したことに対し、心からお祝いを申し上げます。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第 3 号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、平成 3 1 年 3 月 1 3 日、町道石沢・後平線を走行中、道路の穴に落ち、左側前のタイヤ及びホイールを破損したことにより、相手方と協議した結果、町過失割合の 5 0 %を負担することで和解が成立したため、この額を早急に支払う必要があることから専決処分したものです。

報告第 4 号専決処分事項の報告について（平成 3 0 年度七戸町一般会計補正予算（第 8 号））については、歳入歳出予算の総額から 2 億 6, 6 1 1 万 3, 0 0 0 円を減額し、予算総額を 9 8 億 8, 8 8 0 万 4, 0 0 0 円としたものです。

歳入の主なものは、町税に 1, 7 5 5 万 4, 0 0 0 円、地方消費税交付金に 3, 6 0 5 万 3, 0 0 0 円、自動車取得税交付金に 1, 2 4 3 万 9, 0 0 0 円、地方交付税に 2 億 4, 0 8 3 万円を追加し、使用料及び手数料から 1 7 9 万円、国庫支出金から 4, 8 2 8 万 7, 0 0 0 円、県支出金から 1, 5 5 7 万 5, 0 0 0 円、繰入金から 3 億 9, 5 4 7 万 8, 0 0 0 円、諸収入から 3 4 0 万 7, 0 0 0 円、町債から 1 億 1, 2 0 0 万円を減額したものです。

歳出の主なものは、総務費から 1, 8 5 3 万 8, 0 0 0 円、民生費から 5, 4 1 3 万 2, 0 0 0 円、衛生費から 1, 0 1 4 万 7, 0 0 0 円、農林水産業費から 4 8 7 万 1, 0 0 0 円、商工費から 8 1 4 万円、土木費から 2, 9 4 1 万 3, 0 0 0 円、消防費から 3 1 6 万円、教育費から 1 億 3, 5 8 0 万 8, 0 0 0 円、災害復旧費から 1 3 1 万円を減額したものです。

報告第 5 号専決処分事項の報告について（平成 3 0 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号））については、歳入歳出予算の総額から 1 7 8 万 9, 0 0 0 円を減額し、予算

総額を20億6,598万5,000円としたものです。

歳入の主なものは、県支出金に199万4,000円を追加し、繰入金から413万8,000円を減額したものです。

歳出の主なものは、保険給付費に164万円を追加し、総務費から125万5,000円、保健事業費から135万1,000円を減額したものです。

報告第6号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号））については、歳入歳出予算の総額から217万円を減額し、予算総額を3億8,230万2,000円としたものです。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料から13万5,000円、繰入金から11万5,000円、諸収入から192万5,000円を減額したものです。

歳出の主なものは、保険事業費から86万円、諸支出金から106万3,000円を減額したものです。

報告第7号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号））については、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入歳出の財源に変更が生じたことから補正したものです。

歳入の主なものは、国庫支出金に2,281万6,000円、県支出金に935万5,000円を追加し、保険料から1,130万8,000円、支払基金交付金から1,373万8,000円、繰入金から712万5,000円を減額したものです。

歳出は、款の区分ごとにおいて、金額の変更はありません。

報告第8号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第4号））については、歳入歳出予算の総額から34万5,000円を減額し、予算総額を200万4,000円としたものです。

歳入の主なものは、使用料及び手数料から34万5,000円を減額したものです。

歳出の主なものは、諸支出金に6万9,000円を追加し、総務費から41万4,000円を減額したものです。

報告第9号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））については、歳入歳出予算の総額から607万2,000円を減額し、予算総額を4億2,852万2,000円としたものです。

歳入の主なものは、使用料及び手数料に19万9,000円を追加し、繰入金から357万円、町債から260万円を減額したものです。

歳出の主なものは、総務費から199万2,000円、事業費から408万円を減額したものです。

報告第10号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））については、歳入歳出予算の総額から73万7,000円を減額し、予算総額を6,094万9,000円としたものです。

歳入の主なものは、繰入金から66万円を減額したものです。

歳出の主なものは、総務費から73万7,000円を減額したものです。

報告第11号専決処分事項の報告について（平成30度七戸町水道事業会計補正予算（第5号））については、収益的収入の営業収益から15万9,000円を減額し、水道事業収益の総額を3億3,495万1,000円としたものです。

収益的支出は、営業外費用に16万円を追加し、水道事業費用の総額を3億311万円としたものです。

また、資本的収入の工事負担金から88万4,000円を減額し、資本的収入の総額を1億3,193万円とし、資本的支出の建設改良費に45万4,000円を追加し、資本的支出の総額を2億7,764万9,000円としたものです。

報告第12号専決処分事項の報告について（七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について）は、人事院規則の一部改正に伴い、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する規定の整備について、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

報告第13号専決処分事項の報告について（七戸町税条例等の一部を改正する条例について）は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

報告第14号専決処分事項の報告について（七戸町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）は、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

報告第15号専決処分事項の報告について（七戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

報告第16号専決処分事項の報告について（七戸町地方活力向上における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

報告第17号専決処分事項の報告について（七戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場

合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

議案第36号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第37号七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、令和元年5月16日で任期満了となる七戸町教育委員会委員について、菊池龍達氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるため提案するものです。

以上が、本臨時会に提出いたしました議案であります。議員各位には慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより議案審議に入ります。

○追加日程第13 報告第3号

○議長（瀬川左一君） 日程第13 報告第3号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第3号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、原案のとおり承認されました。

○追加日程第14 報告第4号

○議長（瀬川左一君） 日程第14 報告第4号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

12ページ、1款1項1目個人から、16ページ、13款3項2目民生費委託金まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、17ページ、14款1項1目民生費負担金から、21ページ、20款1項4目教育債まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 歳出に入ります。

22ページ、1款1項1目議会費から、29ページ、2款6項1目監査委員費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、30ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、35ページ、4款2項1目塵芥処理費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、36ページ、6款1項1目農業委員会費から、45ページ、9款1項3目消防施設費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、45ページ、10款1項2目事務局費から、49ページ、10款3項3目学校建設費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、49ページ、10款4項1目社会教育総務費から、55ページ、13款2項15目高額療養費貸付基金費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

10番。

○10番（佐々木寿夫君） 43ページ、土木費の2目道路新設改良費、3目道路整備事業費に関連して質問いたしますが、まず榎林に新しい道路ができて交通量が非常に激しくなりました。高速道路から降りてきて、敷設の道路の国道394号線パイパスの、七戸町の道路にぶつかるところで、交通事故が発生しています。そこで伺います。その、この前発生したところは、前から発生するのではないかとされていたのですが、そこに信号機を設置する、そういうような働きかけはしていますか。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

前回の議会で、一般質問を受けたところでございますが、県の公安委員会、七戸警察署においては、信号機の設置については、現段階では設置の状況ではないということで、これから増加する上で判断をまたすると。信号機設置に向けてしていきたいという考えでございます。今のところ、周辺道路、交差点については一時的な看板等を設置している状況でございます。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 一般質問でも話されたことなのですが、そこに県のほうで設置する計画がないということなのですが、実際、交通量が非常にふえてきているわけですから、その辺をまた、県のほうに交通量の増減等をみながら、県のほうに要望していただきたいと思います。あわせて、もう一つですが、その信号の1歩上のほうに旧394号線、榎林のところを通るところ、榎林中学校の道路につながるところに、止まれの標識もないです。このことについても、町民から意見が出ているので、このことについても県に要望していただきたいと思います。要望する考えはありますか。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

周辺状況、町道路線上かと思えますけれども、状況を見た形で県、七戸警察署、止まれ標識については、警戒標識、道路規制の標識に当たりますので、警察権限に当たりますので要望したいと思えます。

○議長（瀬川左一君） 10番議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第4号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町一般会計補正予算（第8号））は、原案のとおり承認されました。

○追加日程第15 報告第5号

○議長（瀬川左一君） 日程第15 報告第5号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第5号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

○追加日程第16 報告第6号

○議長（瀬川左一君） 日程第16 報告第6号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第6号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

お昼が近づいていますが、このまま継続しますか、休憩しますか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○追加日程第17 報告第7号

○議長（瀬川左一君） 日程第17 報告第7号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第7号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

○追加日程第18 報告第8号

○議長（瀬川左一君） 日程第18 報告第8号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第8号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認されました。

○追加日程第19 報告第9号

○議長（瀬川左一君） 日程第19 報告第9号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第9号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

○追加日程第20 報告第10号

○議長（瀬川左一君） 日程第20 報告第10号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第10号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

○追加日程第21 報告第11号

○議長（瀬川左一君） 日程第21 報告第11号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町水道事業会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第11号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町水道事業会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

○追加日程第22 報告第12号

○議長（瀬川左一君） 日程第22 報告第12号専決処分事項の報告について（七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

9番。

○9番（附田俊仁君） 休暇を取るというわけですが、この条例を使って休まれる方がいらっしゃるということですか。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（中野昭弘君） お答えいたします。

この改正は国が今、進めている働き方改革に関連するもので、正規の勤務時間外、時間外勤務について規則で定めるために条例のほうも改正しなければならないことの改正です。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） 縮む社会の中において、働き方改革でこのような条例をつくらなければならないことは、当然のごとく理解できると思いますけれども、一方で職員の資質の向上とか結局、休むということになると、自分自身の向上、仕事を覚えていく、もしくはみんなで回していく上で、非常に周りに与える影響が大きいかと思います。人の扱い方、非常に厳しく工夫が必要だと思いますが、そういう対策は時間外を使って何かないかということです。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（中野昭弘君） お答えいたします。

時間外を使って、今までも勤務時間外に時間外手当を支給したり、あるいは代休を与えて、時間外の仕事をしておりましたが、今までのように長時間ということではなくて、月何時間という制限を定めるための規則をつくるために、この条例を改正するということの改正でございます。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） 通常であれば、育休とか、産休とかになると減給になって、例えば6割の支給額ということになりますが、この場合は全額支給をされるということの扱いになるのですか。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（中野昭弘君） 時間外に関してですか。

○議長（瀬川左一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 0時10分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（中野昭弘君） ただいま、9番議員の質問の第8条第2項の部分でございますが、これはすでに施行されている条例でございますが、たまたま我が七戸町の条例が漏れていたということで、3項でございます「正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める」、これが今回本来の改正の目的でございましたが、先ほど申しましたように上の条項が漏れていたということで、今回この改正に便乗して、改正するということでございますので、御了承願いたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 9番議員、よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第12号専決処分事項の報告について(七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について)は、原案のとおり承認されました。

○追加日程第23 報告第13号

○議長(瀬川左一君) 日程第23 報告第13号専決処分事項の報告について(七戸町税条例等の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

9番。

○9番(附田俊仁君) 報告第13号から報告第17号までなのですが、条例のことで表紙は元号が合っているのですが、中身のほうは平成32年度から平成35年度までとなりましたので、その辺をお願いします。

○議長(瀬川左一君) 税務課長。

○税務課長(附田敬吾君) 新元号の交付が、5月1日ということで、それ以前の改正となっておりますので、表現としては平成32年度とか平成33年度となっております。

○議長(瀬川左一君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第13号専決処分事項の報告について(七戸町税条例等の一部を改正する条例について)は、原案のとおり承認されました。

○追加日程第24 報告第14号

○議長（瀬川左一君） 日程第24 報告第14号専決処分事項の報告について（七戸町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

12番。

○12番（三上正二君） 七戸町における過疎地域というものは、七戸町全体ですか。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

七戸町全部です。

○議長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第14号専決処分事項の報告について（七戸町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

○追加日程第25 報告第15号

○議長（瀬川左一君） 日程第25 報告第15号専決処分事項の報告について（七戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第15号専決処分事項の報告について(七戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)は、原案のとおり承認されました。

○追加日程第26 報告第16号

○議長(瀬川左一君) 日程第26 報告第16号専決処分事項の報告について(七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第16号専決処分事項の報告について(七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)は、原案のとおり承認されました。

○追加日程第27 報告第17号

○議長(瀬川左一君) 日程第27 報告第17号専決処分事項の報告について(七戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

について)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第17号専決処分事項の報告について(七戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)は、原案のとおり承認されました。

○追加日程第28 議案第36号

○議長(瀬川左一君) 日程第28 議案第36号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第36号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○追加日程第29 議案第37号

○議長（瀬川左一君） 日程第29 議案第37号七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第37号七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時23分

再開 午後 0時25分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○追加日程第30 発議第2号

○議長（瀬川左一君） 日程第30 発議第2号道路整備促進特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第2号道路整備促進特別委員会の設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

○追加日程第31 発議第3号

○議長（瀬川左一君） 日程第31 発議第3号議会改革特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、提出者の説明、質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第3号議会改革特別委員会の設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

○追加日程第32 発議第4号

○議長（瀬川左一君） 日程第32 発議第4号議会広報編集特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、提出者の説明、質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第4号議会広報編集特別委員会の設置に関する決議については、原

案のとおり可決されました。

○議長（瀬川左一君） 引き続き、委員の選任を行います。

お諮りします。

各特別委員会の委員の選任については、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長において指名したいと思います。

各特別委員会の委員を事務局長より報告させます。

事務局長。

○事務局長（天間孝栄君） 道路整備促進特別委員会、並びに議会改革特別委員会は、全議員が委員となっております。

次に、議会広報編集特別委員会の委員に山本泰二議員、佐々木寿夫議員、小坂義貞議員、二ツ森英樹議員、向中野幸八議員、中野正章議員、以上6名です。

○議長（瀬川左一君） ただいまの事務局長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいまの報告のとおり選任することに決定しました。

各特別委員会の正副委員長を、事務局長より報告させます。

事務局長。

○事務局長（天間孝栄君） 御報告します。

道路整備促進特別委員会委員長に田嶋輝雄議員、副委員長に小坂義貞議員、以上です。

議会改革特別委員会委員長に桁清悦議員、副委員長に佐々木寿夫議員、以上です。

議会広報編集特別委員会委員長に山本泰二議員、副委員長に佐々木寿夫議員、以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 以上、報告のとおり決定しました。

○追加日程第33 常任委員会の所管に属する事項調査の件

○議長（瀬川左一君） 日程第33 常任委員会の所管に属する事項調査の件を議題といたします。

お諮りします。

本件につきましては、各常任委員会から12月定例会までを期限とする閉会中の継続調査

の申し出があります。各常任委員会の申し出のとおり、12月定例会までを期限とする閉会中の継続調査とし、調査付託をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、常任委員会の所管に属する事項調査の件につきましては、12月定例会を調査期限として、各常任委員会へ調査付託することに決定いたしました。

○追加日程第34 議会運営委員会の所管に属する事項調査の件

○議長(瀬川左一君) 日程第34 議会運営委員会の所管に属する事項調査の件を議題といたします。

お諮りします。

本件につきましては、議会運営委員会から12月定例会までを期限とする閉会中の継続調査の申し出があります。議会運営委員会の申し出のとおり、12月定例会までを期限とする閉会中の継続調査とし、調査付託をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議会運営委員会の所管に属する事項調査の件につきましては、12月定例会を調査期限として、議会運営委員会へ調査付託することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時33分

再開 午後 0時35分

○議長(瀬川左一君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

○追加提出議案説明

○議長(瀬川左一君) 続きまして、追加議案がありますので、町長より議案第38号七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについての提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長(小又 勉君) ただいまは、提出いたしました全議案を原案どおり可決くださいまして、まことにありがとうございました。

また、議員各位には、お疲れのところ大変恐縮ではありますが、追加議案がございますので、概要について御説明いたします。

議案第38号七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについては、空席となっております七戸町監査委員に白石洋氏を選任したいので提案するものです。

以上、1議案について追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） これをもって、提出議案の説明を終わります。
これより議案審議に入ります。

○追加日程第1 議案第38号

○議長（瀬川左一君） 追加日程第1 議案第38号七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、白石洋議員の退席を求めます。

（退 席）

○議長（瀬川左一君） これより、質疑に入ります。
発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第38号七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

白石洋議員、議場にお入りください。

（入 場）

○閉会宣言

○議長（瀬川左一君） 以上をもちまして、令和元年第1回七戸町議会臨時会に付議された事件はすべて議了しました。

これをもって、令和元年第1回七戸町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

閉 会 午後 0時40分

以上の会議録は、事務局長天間孝栄の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和元年 5 月 7 日

上北郡七戸町議会 議 長

議 員

議 員